

令和 2 年 9 月 1 日

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会会長 様
公益社団法人 全日本不動産協会兵庫県本部長 様
公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会会長 様

想定し得る最大規模の高潮浸水想定区域図の公表について

【兵庫県播磨沿岸、淡路沿岸】 (送付)

平素は、兵庫県の県土整備行政の推進に格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本県では、平成 27 年の水防法改正を踏まえ、想定し得る最大規模の高潮浸水想定区域図の作成作業を進めており、この度、播磨沿岸、淡路沿岸の区域図を 8 月 31 日（月）に公表しましたので、お知らせします。会員の皆様方への周知をお願いします。内容については本県ホームページでも閲覧できます。

(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks17/takashioshinso/takashioshinso.html>)

今回公表する高潮浸水想定区域図は、新たな規制や制限が伴うものではなく、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保すること等を目的に、想定し得る最大規模の高潮による浸水区域や浸水深等の情報を提供するものであります。

なお、宅地建物取引業法施行規則が令和 2 年 7 月 17 日に一部改正（令和 2 年 8 月 28 日施行）され、水防法に基づき作成された高潮ハザードマップについて、重要事項説明の対象項目に追加されましたが、本県が公表した高潮浸水想定区域図は、現時点で法指定に至っていないため、県の公表した区域図に基づき各市が作成している高潮ハザードマップについても、水防法に基づくものではありません。しかし、水防法の趣旨は、国民に災害等の危険を周知することであるため、できましたら、水防法に基づく高潮ハザードマップと同様の対応をお願いします。

兵庫県 県土整備部 土木局 港湾課 整備班

日和、藤原

連絡先 TEL 078-362-3540

記者発表（資料配付）				
月／日（曜）	担当課（室）名	電 話	発表者 （担当）	その他の発表・配布先
8／31（月）	県土整備部土木局 港湾課	078-362-3540 （内線 4452）	港湾課長 岸本 至泰 〔整備班 班長〕 日和 則幸	東播磨県民局 中播磨県民センター 西播磨県民局 淡路県民局

想定し得る最大規模の高潮浸水想定区域図の公表 【兵庫県播磨沿岸・淡路沿岸】

平成 27 年の水防法改正を踏まえ、播磨沿岸、淡路沿岸において、想定し得る最大規模の高潮浸水想定区域図を作成しましたので公表します。

- 平成 27 年 5 月に、水防法の一部が改正され、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸については、想定し得る最大規模の高潮浸水想定区域を指定・公表することとされています。
- 施設では防ぐことができないような、設計条件を大きく上回る高潮に対しては、最悪の事態を視野に入れ、危機管理・避難警戒体制の充実を図る必要があり、県では、想定し得る最大規模の高潮による浸水の危険性について、県民の皆様にお知らせし、避難行動に資することを目的として、高潮浸水想定区域図を作成します。

【公表資料】

- ①兵庫県播磨沿岸・淡路沿岸高潮浸水想定区域図 [全域図、分割図]
- ② " [説明資料]

・内容については県ホームページで閲覧できます。

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks17/takashioshinso/takashioshinso.html>

1. スケジュール

対象沿岸	公表時期
大阪湾沿岸（尼崎市～芦屋市）	令和元年 8 月 2 日
大阪湾沿岸（神戸市）	令和元年 9 月 5 日
播磨沿岸（明石市～赤穂市） 淡路沿岸（淡路市～南あわじ市）	今回
但馬沿岸（豊岡市～新温泉町）	令和 2 年 10 月 予定

2. 高潮浸水想定区域図の作成について

兵庫県播磨沿岸・淡路沿岸高潮浸水想定区域図の作成にあたっては、国が作成した「高潮浸水想定区域図作成の手引き（ver. 1.10）」に準拠し、作成しました。

（1）各種前提条件

1. 台風を中心気圧が我が国既往最大規模（910hPa：室戸台風規模）で一定（上陸しても勢力を保ち続ける）
2. 潮位偏差¹⁾が最大となるような台風経路を設定
 - 1) 天体の動きから算出した天文潮位（推算潮位）と、気象等の影響を受けた実際の潮位との差（ずれ）のこと
3. 高潮と同時に河川の洪水を考慮
4. 全ての防潮堤・堤防や水門・陸閘等は、設計条件を超えた段階で破壊
※堤防等が破壊しないと仮定した場合も作成

（2）内容

「高潮浸水想定区域図」は、高潮による浸水範囲と浸水深さを示しています。浸水深さ 0.5m は 1 階床高に相当し、浸水深さ 3 m 以上は 2 階が浸水する高さに相当します。



3. 播磨沿岸・淡路沿岸での高潮浸水想定結果について

[特徴]

- ・ 水平避難が困難になる浸水深 0.5m以上の面積は、播磨沿岸で約 14,400ha、淡路沿岸で約 2,200ha。
- ・ 建物の2階（3m以上）が浸水する範囲は、播磨沿岸で約 4,400ha、淡路沿岸で約 200ha。
- ・ 2階が水没する浸水深5m以上の面積は、播磨沿岸で86ha。（参考：大阪湾沿岸では1,366ha）
- ・ 播磨沿岸では加古川市、高砂市、姫路市及び赤穂市において、低平地が広がるため浸水面積が大きい。また、淡路沿岸では、三原川下流に低平地が多いため、南あわじ市の浸水面積が大きい。

[想定高潮位（各市町最大値）と浸水面積]

- ・ 播磨沿岸

市町名	最高潮位 ^{※1} (T.P.+ m)	堤防等の 破壊有無	全 体	浸水深毎の浸水面積 (ha)		
				0.5m以上	3m以上	5～10m
明石市	5.2	破壊する	694	625	52	0
		破壊しない	673	605	50	0
播磨町	5.4	破壊する	519	498	32	1
		破壊しない	512	492	21	0
加古川市	5.3	破壊する	2,946	2,603	309	1
		破壊しない	1,852	1,694	51	0
高砂市	5.5	破壊する	2,205	2,145	491	1
		破壊しない	2,157	2,058	401	1
姫路市	5.5	破壊する	6,161	5,913	2,143	5
		破壊しない	6,078	5,822	1,836	4
たつの市	5.2	破壊する	600	584	436	31
		破壊しない	594	575	385	2
相生市	5.3	破壊する	284	267	83	1
		破壊しない	282	266	82	1
赤穂市	5.0	破壊する	1,814	1,757	832	46
		破壊しない	1,707	1,651	666	16
合 計	—	破壊する	15,223	14,392	4,378	86
		破壊しない	13,855	13,163	3,492	24
大阪湾沿岸 合計【参考】	—	破壊する	10,190	9,328	3,757	1,366
		破壊しない	9,274	7,919	1,287	15

※1) 潮位は 0.1m 単位で切り上げ

・ 淡路沿岸

市町名	最高潮位※ (T.P. + m)	堤防等の 破壊有無	全 体	浸水深毎の浸水面積 (ha)		
				0.5m以上	3m以上	5~10m
淡路市	5.0	破壊する	747	583	49	0
		破壊しない	757	592	47	0
洲本市	4.6	破壊する	414	295	8	0
		破壊しない	376	288	7	0
南あわじ市	4.5	破壊する	1,494	1,291	180	0
		破壊しない	1,364	1,172	80	0
合 計	—	破壊する	2,655	2,169	237	0
		破壊しない	2,497	2,052	134	0

※1) 潮位は 0.1m 単位で切り上げ

【代表地点での浸水深】

市町名	代表地点 (住所)	浸水深 (m) 【堤防破壊別】	
		破壊する	破壊しない
明石市	明石市役所 (中崎 1 丁目)	1.9	1.8
	JR 明石駅 (大明石町 1 丁目)	1.1	1.1
播磨町	播磨町役場 (東本荘 1 丁目)	浸水なし	浸水なし
	山陽電鉄播磨町駅 (南野添 3 丁目)	0.4	0.4
加古川市	加古川市役所 (加古川町北在家)	0.3	浸水なし
	JR 加古川駅 (加古川町篠原町)	0.4	浸水なし
高砂市	高砂市役所 (荒井町千鳥 1 丁目)	3.1	2.9
姫路市	姫路市役所 (安田 4 丁目)	浸水なし	浸水なし
	山陽電鉄飾磨駅 (飾磨区玉地)	3.1	3.0
たつの市	たつの市役所 (龍野町富永)	浸水なし	浸水なし
	たつの市御津総合支所 [旧御津町役場] (御津町釜屋)	3.4	3.0
相生市	相生市役所 (旭 1 丁目)	2.3	2.3
赤穂市	赤穂市役所 (加里屋)	2.4	2.3
淡路市	淡路市役所 (生穂新島)	0.6	0.6
洲本市	洲本市役所 (本町 3 丁目)	1.6	1.4
	洲本バスセンター (港)	1.0	0.8
南あわじ市	南あわじ市役所 (市善光寺)	浸水なし	浸水なし
	南あわじ市湊地区公民館 [旧西淡町役場] (湊)	2.0	2.0

4. 今後について

今後、残りの但馬沿岸について検討を進め、令和 2 年 10 月に高潮浸水想定区域図を公表予定です。

また、市が作成する高潮ハザードマップなどの取組に対し、技術的支援を行うなど危機管理・避難警戒体制の充実・強化にも取り組んでいきます。

播磨沿岸 加古川市

【防潮堤が破壊する場合】



播磨沿岸 加古川市

【防潮堤が破壊しない場合】



【防潮堤が破壊する場合】

【防潮堤が破壊しない場合】

播磨沿岸 明石市

播磨沿岸 明石市

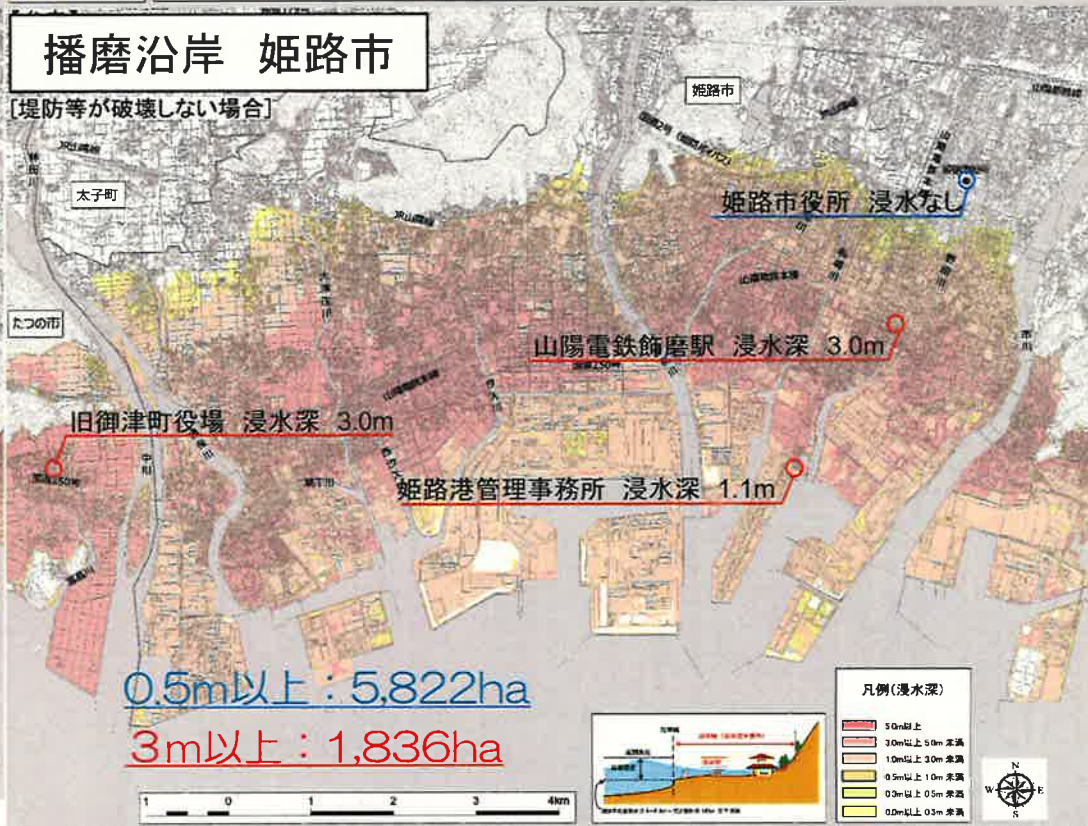
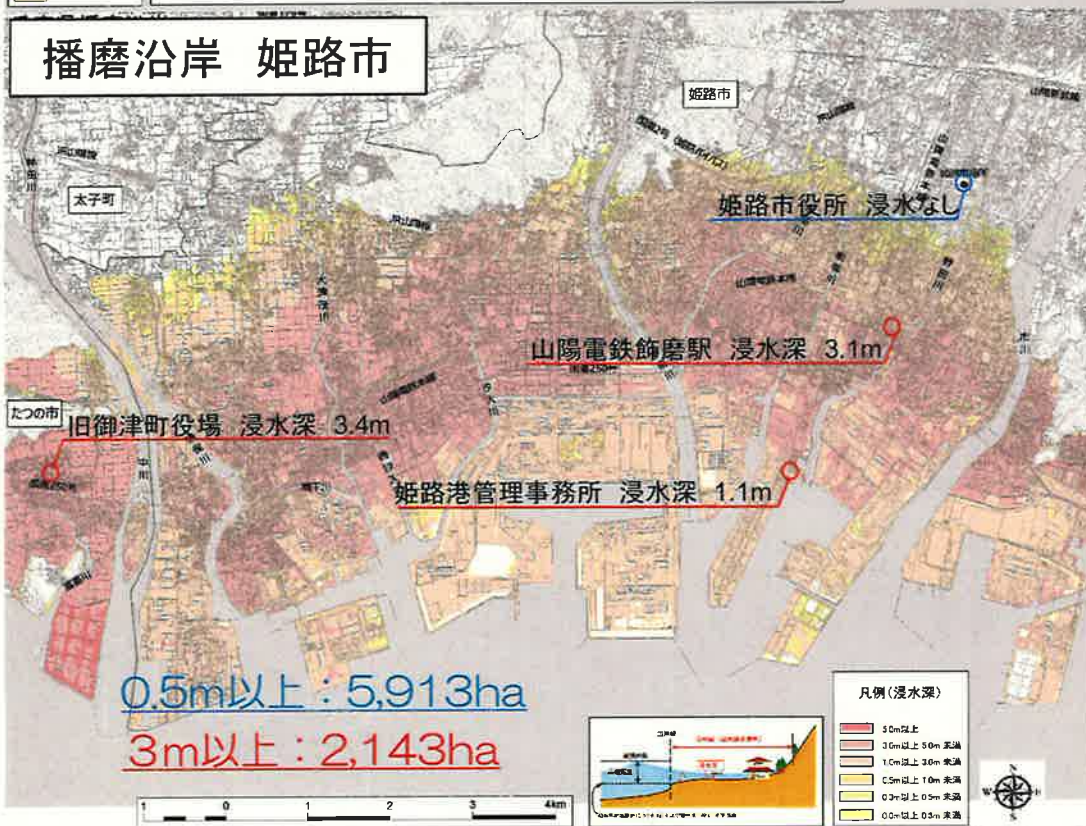
[堤防等が破壊しない場合]



播磨沿岸 姫路市

播磨沿岸 姫路市

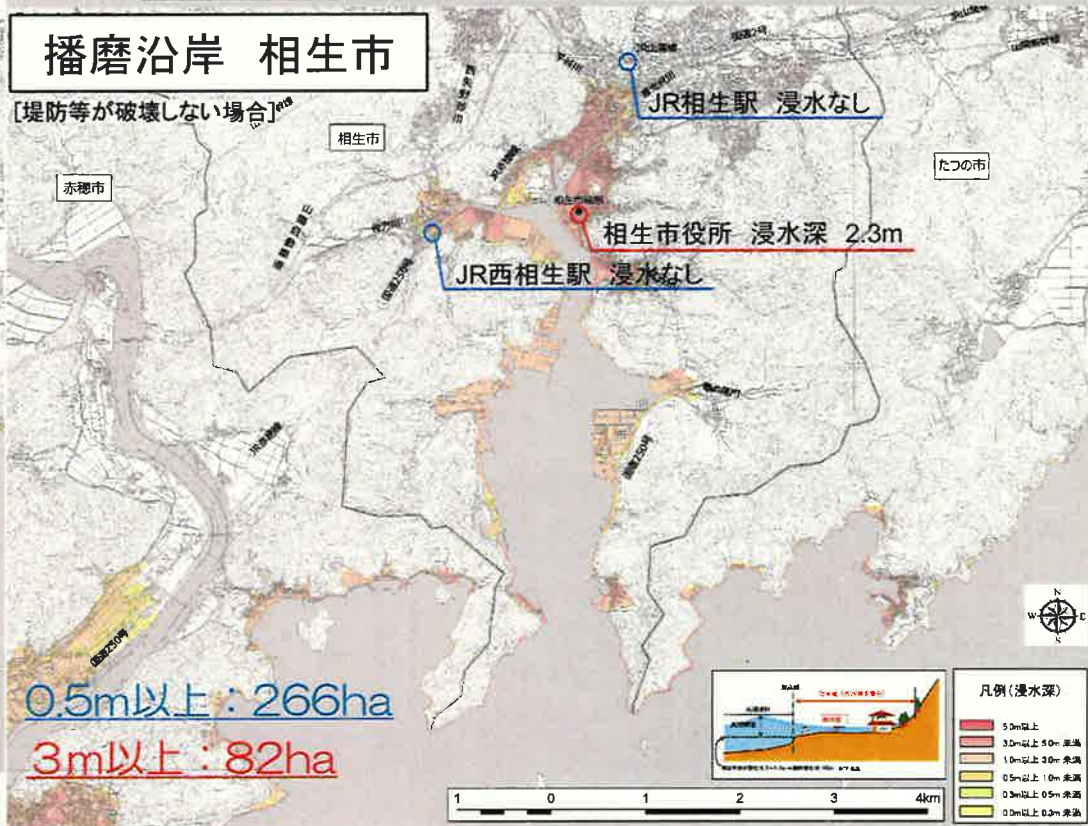
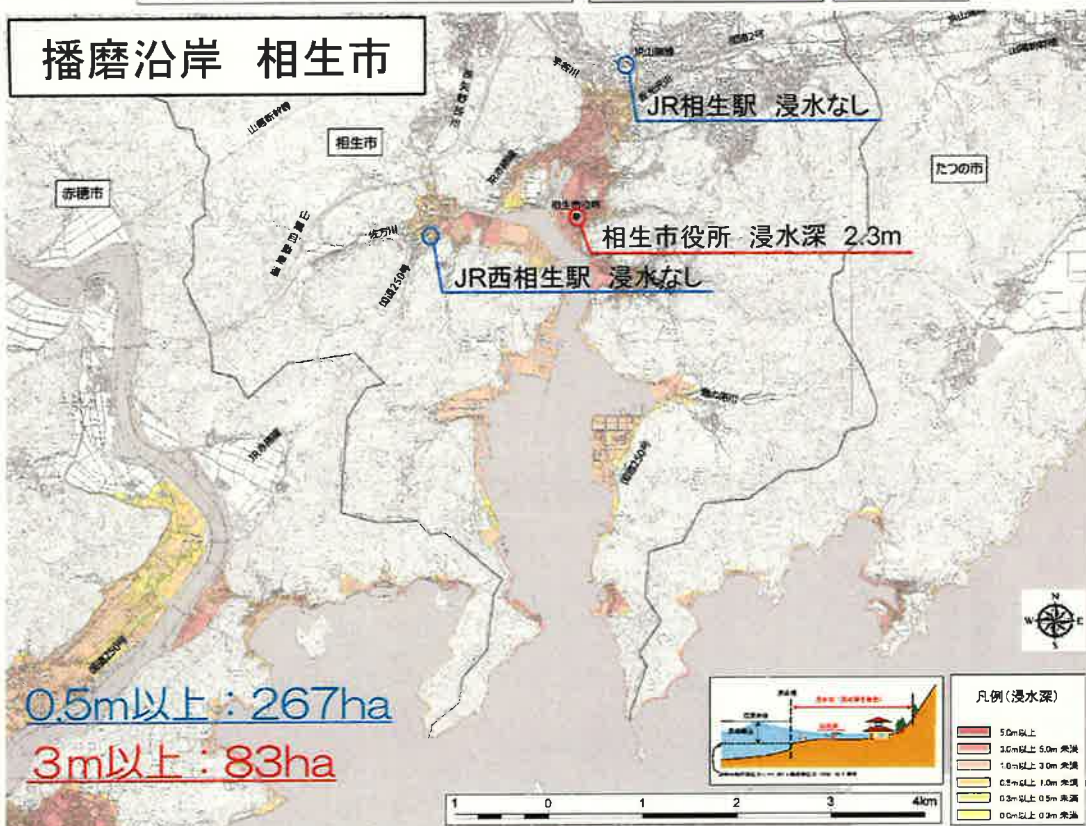
[堤防等が破壊しない場合]



播磨沿岸 相生市

播磨沿岸 相生市

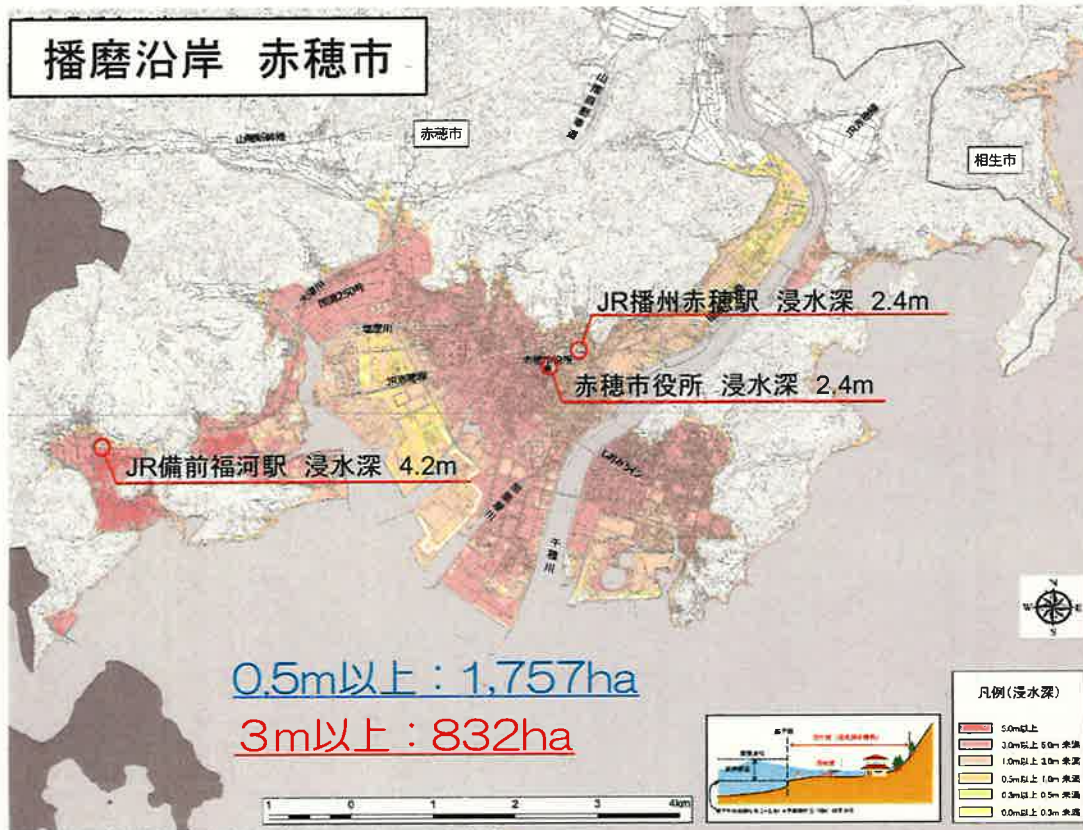
[堤防等が破壊しない場合]



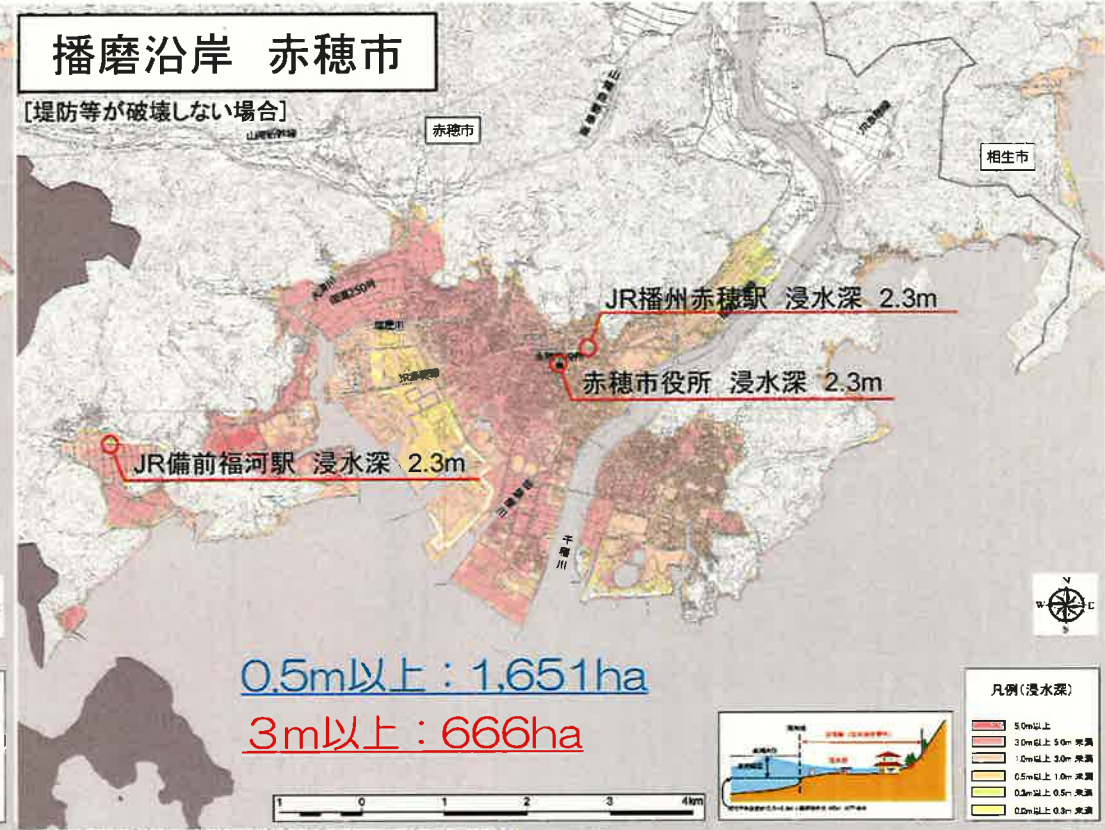
【防潮堤が破壊する場合】

【防潮堤が破壊しない場合】

播磨沿岸 赤穂市



播磨沿岸 赤穂市



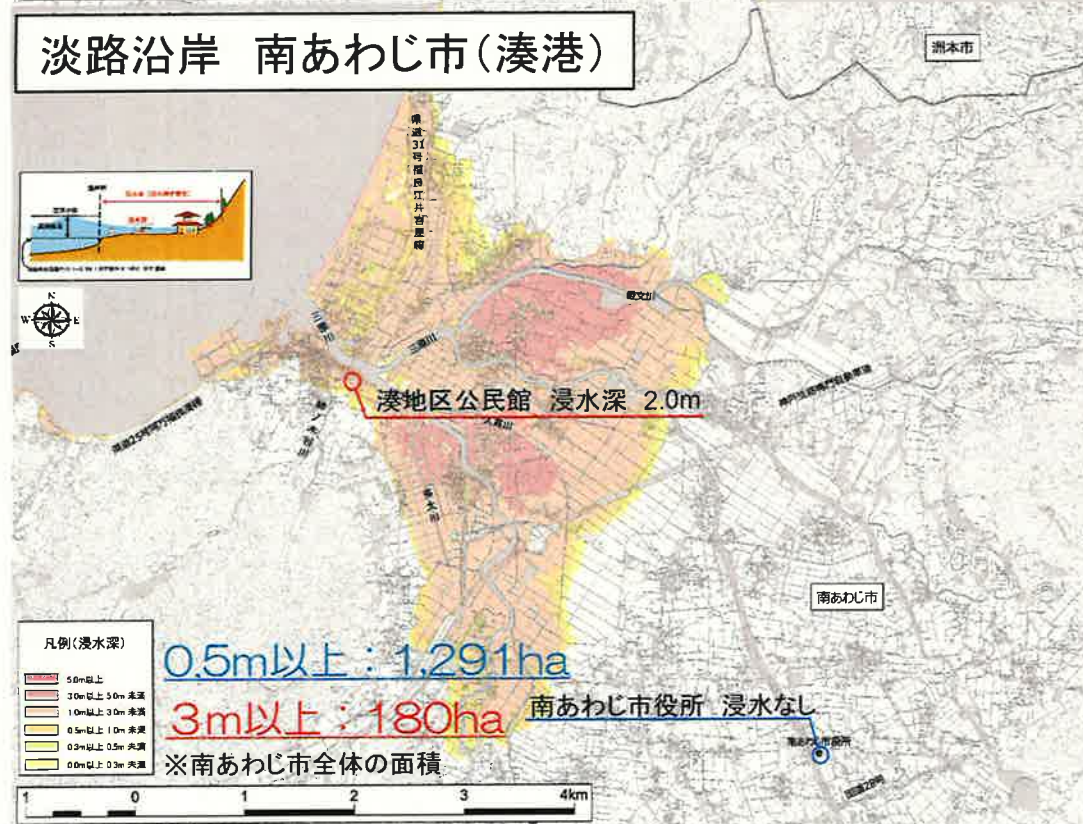
淡路沿岸 洲本市(洲本港)



淡路沿岸 洲本市(洲本港)



淡路沿岸 南あわじ市(湊港)



淡路沿岸 南あわじ市(湊港)

